

避難情報の発令判断・伝達マニュアル（高潮災害編）
第4版

令和8年5月

苫小牧市

〈 目 次 〉

1	避難情報の発令対象とする高潮災害	2
2	避難情報の発令対象とする高潮災害の危険性がある区域	2
3	避難情報の発令を判断するための情報	3
4	避難情報の発令により居住者等がとるべき行動	4
5	避難情報の発令基準	5
6	避難情報の解除基準	8
7	協力・助言を求めることのできる機関	8
8	避難情報の伝達方法	9
9	避難情報の伝達文	10

1 避難情報の発令対象とする高潮災害

＜対象（立退き避難が必要な災害事象）＞

- ① 潮位が海岸堤防等の高さを大きく越えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される場合。
特にゼロメートル地帯は、被災した場合、台風等が去った後も長期間にわたり浸水するおそれがあることが想定される。
- ② 潮位が堤防を越えなくとも、高潮と重なり合った波浪が海岸堤防を越えたり、堤防が決壊したりすること等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃する場合。

2 避難情報の発令対象とする高潮災害の危険性がある区域

本市には水防法に基づき都道府県が指定する高潮浸水想定区域が無いため、過去に高潮・高波災害が発生した地域を高潮災害の危険性がある区域として、高潮浸水想定区域とみなすこととする。

具体的には、平成28年8月30日から31日にかけて発生した台風10号による高潮・高波被害により浸水が確認された地域・浸水が懸念された地域を高潮浸水想定区域とみなす。

【高潮浸水想定区域（みなし指定）】

- ・字勇払3地区（勇払公民館）・汐見町（東中学校）・高砂町（東中学校）
- ・浜町（西小学校）・元町（西小学校）・有明町（糸井小学校）・小糸井町（糸井小学校）
- ・字糸井（糸井小学校）・錦糸町内会地区（泉野小学校）・字錦岡地区（錦岡小学校）
- ・字樽前地区（樽前小学校）

※カッコ内は開設する避難所

【平成28年8月30日から31日までの波浪の概要】

波浪・潮位の観測状況

	ピーク値	ピーク日時	観測所名
有義波高 ※1	H1/3=6.17m	8月31日0時40分	苫小牧波浪観測所
有義波周期	T=11.8秒	8月31日0時40分	苫小牧波浪観測所
潮位	T.P.=97cm	8月31日2時25分	苫小牧西港

周期は有義波ピーク時の値

※1 観測史上第1位

【風速の観測状況】

観測所名	時間	平均風速	風向	最大瞬間風速
苫小牧	8時30分 23時00分	19.9 m/s	東南東	30.0 m/s

3 避難情報の発令を判断するための情報

	項目	提供元	説明
台風や気象に関する情報等	台風情報	気象庁	台風が発生したときに発表される。台風の位置や強さ等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報をより更新頻度を上げて提供。
	府県気象防災速報	気象庁	警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に発表される。
	府県気象解説情報	気象庁	現在・今後の気象状況や災害発生の危険度の見通しなどを網羅的に解説する情報として適宜発表される。(全国を対象とする「全般気象解説情報」、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象解説情報」もある。)
気象に関する警報等(注意報・警報・危険警報・特別警報)・早期注意情報・時系列情報	警戒レベル相当情報		
	レベル2 高潮注意報	気象庁	潮位または高潮予報海岸においては波の打上げの影響を加味した水位が、レベル4高潮危険警報の基準に到達すると予測される約18時間前までに発表される。
	レベル3 高潮警報	気象庁	潮位又は高潮予報海岸においては波の打上げの影響を加味した水位が、レベル4高潮危険警報の基準に到達すると予測される約12時間前までに発表される。
	レベル4 高潮危険警報	気象庁	高潮により、重大な災害が起こるおそれがあるとき発表される。(潮位または高潮予報海岸においては波の打上げの影響を加味した水位が、レベル4高潮危険警報の基準に到達すると予測される約6時間前までに発表)
	レベル5 高潮特別警報	気象庁	高潮予報海岸では、潮位と波の打ち上げ高の影響を加味した水位のいずれかの実況値または直近の予測が基準を超え、かつ、その状況が一定時間継続すると予測される場合、または破堤、背後地の浸水を実際に確認した場合に発表。高潮予報海岸以外では、潮位の実況値または直近の予測が基準を超え、かつ、その状況が一定時間継続すると予測される場合に発表される。
	その他		
	強風注意報	気象庁	強風により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。
	暴風警報	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。
	暴風特別警報	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。
	早期注意情報	気象庁	警報級の現象のおそれ(警報発表の可能性)が[高][中]2段階で提供される。
	時系列情報	気象庁	警報・注意報に先立って気象の見通しを翌日までの3時間毎または日毎の気象状況の見通しを一日4回(05時、11時、17時、23時)提供 ※対象要素:大雨、土砂災害、風、波、高潮、雷、乾燥、大雪、融雪、濃霧、着氷、着雪、なだれ、低温、霜)

※ レベル2高潮注意報、レベル3高潮警報、レベル4高潮危険警報、レベル5高潮特別警報について、国土交通大臣が「高潮により国民経済上重大な損害が生じるおそれのある海岸」として指定した海岸(高潮予報海岸)では、国土交通省(地方整備局等)・気象庁(地方気象台等)・都道府県から発表される。高潮予報海岸以外では、地方気象台等から発表される。

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
潮位情報	潮位観測情報	気象庁	全国各地の最新の3日間(昨日・今日・明日)又は1日ごとの潮位の実況(実際の潮位、天文潮位、潮位偏差)を速報的に表示したもの。5分又は10分毎に更新。	5分又は10分毎	・北海道防災ポータル ・気象庁HP ・防災情報提供センター(国土交通省)

4 避難情報の発令により居住者等がとるべき行動

区 分	根拠法令	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>(災害対策基本法第56条第2項)</p> <p>市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図れるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。</p>	<p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人、妊産婦、乳幼児連れの人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・ 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、浸水しやすい局地的に低い土地の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	<p>(災害対策基本法第60条第1項)</p> <p>市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。</p>	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>(災害対策基本法第60条第3項)</p> <p>市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。</p>	<p>命の危険、直ちに安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>

5 避難情報の発令基準

避難情報の発令基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令するものとする。

〈避難情報の発令基準〉

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対 象 区 域 (避難所)
<p>【警戒 レベル3】 高齢者等 避難</p>	<p>レベル3 高潮警報等の発表があった時等、次に掲げる各情報を活用して、警戒レベル3 高齢者等避難を発令することが考えられる。高齢者等避難を発令するにあたっては、災害発生までの時間が長いことから、状況把握が早い推定・予測情報を活用することを基本とする。</p> <p>胆振海岸水防警報の発表基準である「距離確保準備」が発表されることが予想される場合を基本として、その他、以下の状況も考慮して判断する。</p> <p>〈推定・予測情報〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 高潮予測により、水位が基準高又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが約12時間後と予測されている場合 高潮予測により、水位が基準高又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが12時間以上先と予測されているものの、堤防・水門・陸閘等の施設の機能支障があるため、氾濫のおそれが高まっていると思われる場合（氾濫までに猶予がない場合はレベル5として発表） レベル2 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が苫小牧市にかけると予想されている、又は台風が苫小牧市に接近することが見込まれる場合。 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。（夕刻時点で発令） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 字勇払地区 (勇払公民館) ・ 汐見町 (東中学校) ・ 高砂町 (東中学校) ・ 浜町 (西小学校) ・ 元町 (西小学校) ・ 有明町 (糸井小学校) ・ 小糸井町 (糸井小学校) ・ 字糸井 (糸井小学校) ・ 錦糸町内会地区 (泉野小学校) ・ 字錦岡地区 (錦岡小学校) ・ 字樽前地区 (樽前小学校)
<p>【警戒 レベル4】 避難指示</p>	<p>レベル4 高潮危険警報等の発表があった時等、災害発生のおそれが高まった場合に、次に掲げる各情報を活用して警戒レベル4 避難指示を発令することが考えられる。高潮は台風等による暴風を伴う場合が多く、高潮災害が発生する前に暴風の影響で避難が困難になることや、水位・潮位が急激に上昇することが多いことから、避難指示の発令にあたっては、推定・予測情報を活用することを基本とする。</p> <p>胆振海岸水防警報の発表基準である「距離確保準備」が発表された場合を基本として、その他、以下の状況も考慮して判断する。</p> <p>〈推定・予測情報〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 高潮予測により、水位が基準高又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが約6時間後と予測されている場合 高潮予測により、水位が基準高又は潮位がその基準を超えると浸水被害のおそれのある状況となる高さに到達するのが6時間以上先と予測されているものの、水門・陸閘等の施設の機能支障があるため、氾濫のおそれが高まっていると思われる場合（氾濫までに猶 	

	<p>予がない場合はレベル5として発表)</p> <p>3 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（時系列情報でレベル4 高潮危険警報が夜間から明け方での発表が予想されている場合など）（夕刻時点で発令）</p> <p>※実際に警報基準の潮位に達すると予想される時間帯については、気象警報等に含まれる注意警戒期間及び防災情報提供システムの潮位観測情報を参考</p>	
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>レベル5 高潮氾濫発生情報やレベル5 高潮特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に、次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急安全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も</p> <p><確認情報></p> <p>1 堤防の決壊、越水・溢水、背後地の浸水、水門・陸閘等の施設の機能支障に起因する氾濫が切迫・発生している場合</p> <p><計測情報></p> <p>2 水位又は潮位が基準高に到達した場合</p> <p><推定・予測情報></p> <p>3 直近の高潮予測により、水位又は潮位が基準高に既に到達していると思われる場合</p> <p>※レベル5 高潮氾濫発生情報の発表時には、解説文で確認情報であるか等が記載されるため、それを参考にして緊急安全確保の発令を検討する。</p> <p>※計測情報、推定・予測情報を基に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、その後、災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令する必要はないが、具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>	

※ 特に高潮は、台風等に伴う気圧低下による海水の吸い上げや、強風による海水の吹き寄せによって発生することから、台風や発達した温帯低気圧の接近、通過状況を注視しておく。

※ 災害の警戒機関が夜間から翌日早朝になる場合、避難行動に危険が伴うことから早めに避難情報を発令する。

※ 避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。

※胆振海岸水防警報基準・・・抜粋

種類	苫小牧地区（苫小牧港～小糸魚川）	樽前地区（小糸魚川～別々川）
待機・準備	苫小牧港波浪観測所（北海道開発局）で有義波高3.8m以上かつ有義波周期9.0s以上、または、気象情報、CCTV情報等を勘案して発令が必要と判断されるとき	苫小牧港波浪観測所（北海道開発局）で有義波高5.8m以上かつ有義波周期11.0s以上、または、気象情報、CCTV情報等を勘案して発令が必要と判断されるとき
出動	苫小牧港波浪観測所（北海道開発局）で有義波高4.4m以上かつ有義波周期9.5s以上、または、気象情報、CCTV情報等を勘案して発令が必要と判断されるとき	苫小牧港波浪観測所（北海道開発局）で有義波高6.4m以上かつ有義波周期11.5s以上、または、気象情報、CCTV情報等を勘案して発令が必要と判断されるとき
距離確保準備	苫小牧港波浪観測所（北海道開発局）で有義波高5.0m以上かつ有義波周期10.5sを以上、または、気象情報、CCTV情報等を勘案して発令が必要と判断されるとき	苫小牧港波浪観測所（北海道開発局）で有義波高7.0m以上かつ有義波周期12.5s以上、または、気象情報、CCTV情報等を勘案して発令が必要と判断されるとき
距離確保	苫小牧港波浪観測所（北海道開発局）で有義波高5.5m以上かつ有義波周期11.0s以上、または、気象情報、CCTV情報等により、越波またはその流水等で水防活動を実施する上で危険な範囲が生じると判断されるとき	苫小牧港波浪観測所（北海道開発局）で有義波高7.5m以上かつ有義波周期13.0s以上、または、気象情報、CCTV情報等により、越波またはその流水等で水防活動を実施する上で危険な範囲が生じると判断されるとき
距離確保解除	苫小牧港波浪観測所（北海道開発局）で有義波高5.5m未満または有義波周期11.0s未満となり、気象情報、CCTV情報等を勘案して、水防活動を実施するうえで、激しい越波による危険が解消したと判断されるとき	苫小牧港波浪観測所（北海道開発局）で有義波高7.5m未満または有義波周期13.0s未満となり、気象情報、CCTV情報等を勘案して、水防活動を実施するうえで、激しい越波による危険が解消したと判断されるとき
解除	苫小牧港波浪観測所（北海道開発局）で有義波高3.8m未満または有義波周期9.0s未満となり、気象情報、CCTV情報等を勘案して、水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき	苫小牧港波浪観測所（北海道開発局）で有義波高5.8m未満または有義波周期11.0s未満となり、気象情報、CCTV情報等を勘案して、水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき

6 避難情報の解除基準

避難情報の解除については、以下の①から③の状況が解消され、災害の危険性がないと判断できる場合において解除する。

- ① 当該地域のレベル4 高潮危険警報（警戒レベル4 相当情報[高潮]）が解除された段階
- ② 浸水被害が発生した場合には、住宅地等での浸水が解消した段階
- ③ 水防警報基準「距離確保解除」が発表された段階

7 協力・助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
札幌管区（室蘭地方）気象台 【電話番号 0143-22-0002】	・ 気象、高潮の警報等に関する事。
室蘭開発建設部治水課 【電話番号 0143-25-7045】 室蘭開発建設部苫小牧砂防海岸事務所 【電話番号 0144-57-9800】	・ 災害対策用機械等の地域への支援に関する事。 ・ 直轄施設の被害情報に関する事。
胆振総合振興局 室蘭建設管理部用地管理室維持管理課 【電話番号 0143-24-9880】 胆振総合振興局 地域創生部危機対策課 【電話番号 0143-24-9570】	・ 災害情報及び被害情報に関する事。 ・ 避難対策に関する事。

8 避難情報の伝達方法

避難情報の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。また、情報の受け手側の事情（要配慮者等）を考慮し、あらゆる手段を有機的に活用し、情報を伝達するものとする。

伝達先	伝達手段		担当部署
テレビ視聴者	北海道防災情報システムへの入力 アラート経由で マスメディアへ情報提供	テレビ放送	総括部災害総括班 (危機管理室)
ラジオ聴取者		ラジオ放送	
市内に滞在する携帯電話保持者		緊急速報メール	
PCユーザー・携帯電話保持者	ホームページ・フェイスブック・LINE・登録制メール(苫小牧市防災メール)		総括部災害総括班 (危機管理室) 秘書報道広聴部秘書広聴 広報班(秘書課、協働男女 平等参画室、未来創造戦略 室、シティープロモーション課)
住民	防災行政無線(同報系)		総括部災害総括班 (危機管理室)
	広報車		広報調査部 各広報調査班 (資産税課、行財政改革推進室)
	消防車		消防部(消防本部)
	消防サイレン		
要配慮施設(※)	電話又はFAX		※第1救援対策部第1庶務班(総合福祉課)
町内会、自主防災組織 (避難支援関係者)	電話又はFAX		※総括部災害総括班 (危機管理室) ※総括部動員班 (地域活動支援室)
胆振総合振興局 室蘭開発建設部 札幌管区(室蘭地方)气象台 苫小牧警察署	電話		総括部災害総括班 (危機管理室)

※要配慮者利用施設に対して、警戒レベル3高齢者等避難の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

9 避難情報の伝達文

太字以外は、ホームページやフェイスブックなどでの伝達を想定している。

(1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！）
- こちらは、ぼうさい とまこまいです。
- 高潮氾濫が発生するおそれがあるため、●●地区に対し、警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。
- 地区にいる高齢者や障がいのある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- 特に※1、海岸沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。
- 今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。※2

(2) 【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！）
- こちらは、ぼうさい とまこまいです。
- 高潮氾濫が発生するおそれが高まったため、●●地区に対し、警戒レベル4 避難指示を発令しました。
- 地区にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難をしてください。
- ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。※3
- 今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。※2

(3) 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例

（高潮氾濫が切迫している状況）

- 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！）
- こちらは、ぼうさい とまこまいです。
- まもなく高潮氾濫が発生するため、●●地区に対し、警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

（高潮氾濫発生を確認した状況）

- 緊急放送！緊急放送！（又は、高潮発生！高潮発生！）
 - こちらは、ぼうさい とまこまいです。
 - 高潮氾濫が発生したため、●●地区に対し、警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。（注）
 - 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
- （具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）

※1 地域の災害リスク等に応じた表現をあらかじめ定めておく。

※2 暴風が予想される場合に伝達する。

※3 緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすること

も考えられる。

(注) 災害切迫時に警戒レベル5緊急安全確保を発令していない場合には、災害発生確認時に発令し、このように発令した旨を伝達文に含めることが考えられる。

他方、災害切迫時に既に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の災害が切迫した場合（高潮が切迫し発令した後、洪水も切迫した場合等）でも、命を守る行動をとるよう既に求めているため、同一の居住者等に対し緊急安全確保を再度発令することがないよう注意する。また、このような場合においては具体的な災害の状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに注力することが重要であり、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みであることについては、必要に応じて情報提供することで差し支えない。

(4) 緊急速報メールの文例（避難指示・北海道防災情報システムを使用した場合）

苫小牧市：警戒レベル4 避難指示

●●／●● ●●：●●

地区：●●地区

避難所：●●小学校、●●会館

理由：高潮のおそれ

備考：●●地区にお住まいの方は、速やかに避難所や安全な親戚・知人宅へ避難してください。避難場所への避難が危険な場合は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所へ移動するなど、身の安全を確保してください。

詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。